

# 社会福祉施設等において

## ～消防法令の規制が見直されます～

平成27年4月1日施行



### <主な改正内容>

- ① 社会福祉施設等の用途区分見直し
- ② スプリンクラー設備の設置基準の強化
- ③ 自動火災報知設備の設置基準の強化
- ④ 消防機関へ通報する火災報知設備の連動義務化

平成27年4月1日  
施行

平成30年3月31日  
経過措置期限



※既存施設については、平成30年3月31日まで経過措置が設けられています。

### お問い合わせ先

消防局 予防課 査察係 小川町1-1 TEL821-6490

中央消防署 予防係 米が浜通2-15 TEL820-0119

北消防署 予防係 船越町1-59 TEL861-0119

南消防署 予防係 森崎1-8-30 TEL836-0119

## ① 社会福祉施設等の用途区分の見直し

社会福祉施設等の態様が多様化、複雑化している背景を踏まえて、消防法上における**社会福祉施設等（6項口又はハ）**の分類について、改正がおこなわれます。この改正により、従前**6項ハ**とされていた施設のうち、**火災発生時に避難が困難な要介護者**を主として入居・宿泊させるものは、新たに**6項口**と判定され、消防用設備等の規制が変わります。

消防法の【6項口】と【6項ハ】って？

（例）**6項口**…火災発生時に自力で避難することが困難な方が

入所する社会福祉施設等

**6項ハ**…6項口以外の社会福祉施設等



### ○ 新たに**6項口**となり、規制変更になる施設は？ 例えば…

◆「**軽費老人ホーム**」※避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る

避難が困難な要介護者を主として入居させる施設とは…

入居している**要介護状態区分3以上**の者の割合が、**施設定員の50%以上**である施設

⇒ 入居状況が上記以外の軽費老人ホームは、従前どおり**6項ハ**

◆「**小規模多機能型居宅介護事業所**」 ◆「**お泊りデイサービス**」

◆「**複合型サービス事業所**」※避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る

避難が困難な要介護者を主として宿泊させる施設とは…

**過去3カ月間**の宿泊サービスの利用状況について、**要介護状態区分3以上**の者の宿泊サービス利用者数の割合が、全体の宿泊サービス利用者数に対して**50%以上**である日が過半期間以上である施設

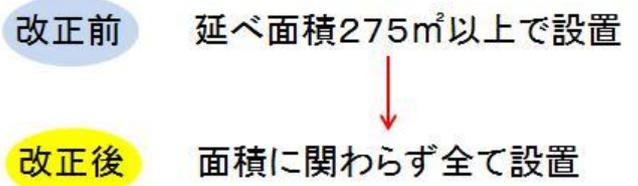
⇒ 入所・宿泊状況が上記以外の施設は、従前どおり**6項ハ**

○ 規制の主な変更内容 **6項口**と判定されると…

種 別	改正前（6項ハ）	改正後（6項口）
防火管理者	収容人員 <b>30人以上</b> で選任	収容人員 <b>10人以上</b> で選任
消火器	延面積 <b>150㎡</b> 以上で設置	<b>全て設置</b>
スプリンクラー	延面積 <b>6,000㎡</b> 以上で設置	原則として <b>全て設置</b> (平成27年4月1日改正)
自動火災報知設備	延面積 <b>300㎡</b> 以上で設置	<b>全て設置</b>
消防機関に通報する 火災報知設備	延面積 <b>500㎡</b> 以上で設置	<b>全て設置</b> (自動火災報知設備と連動)

② スプリンクラー設備の設置基準の強化

**6項口**に該当する施設については、延面積 **275㎡**以上でスプリンクラー設備の設置が義務付けられていましたが、この改正により、原則として延面積に関わらずスプリンクラー設備を設置することが義務付けられました。



○ 対象施設 **6項口**

6項口	具体的な施設例	利用者
(1)	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム(※)、軽費老人ホーム(※)、お泊りサービス(※)、小規模多機能型居宅介護事業所(※)等	高齢者
(2)	救護施設	生活保護者
(3)	乳児院	乳児
(4)	障がい児入所施設	障がい児
(5)	障がい者支援施設、短期入所施設、障がい者グループホーム(※)	障がい者

(※) 避難が困難な要介護者、障がい者を主として入居・宿泊させるものに限る。

・ ただし・・・

例外として、**火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造の施設** (※1) は設置不要となります。また、障がい者施設等について、**介助がなければ避難出来ない者** (※2) が**利用者の8割を超えない場合**は、改正前同様、延べ面積 **275㎡**未済の施設については、スプリンクラー設備を設置する必要はありません。詳細は消防局予防課又は所轄消防署までお問い合わせください。



- (※1) 一定の防火区画や内装制限等を有し、火災発生時の延焼効果が期待できる建物のこと
- (※2) 乳幼児並びに障がい者の程度を判定する調査項目において、避難に関する項目で「介助が必要」と判断される者

### ③ 自動火災報知設備の設置基準の強化

火災発生時に自力で避難することが困難な方の利用が一定割合を超えない

6項ハに該当する施設については、延面積 300 m<sup>2</sup>以上で自動火災報知設備の設置が義務付けられていましたが、これらの施設のうち、**就寝の用に供する居室をもつ施設**は、この改正により、延面積に関わらず自動火災報知設備を設置することが義務付けられました。

改正前

延べ面積300m<sup>2</sup>以上で設置



改正後

面積に関わらず全て設置

#### ○ 対象施設 6項ハ

項	具体的な施設例	基準強化の対象
6項ハ	6項ロと判定されている施設以外で次に掲げるもの（※） ・障がい者グループホーム ・有料老人ホーム ・軽費老人ホーム ・お泊りデイサービス など	入所施設または一時的に宿泊可能な施設が対象

※ 6項ロと判定されている障がい者グループホーム、有料老人ホーム等は、既に延面積に関わらず、自動火災報知設備の設置が義務付けられています。

なお、自動火災報知設備については、ホテル・旅館、病院・診療所等の用途においても、同様の設置基準強化が行われました。

### ④ 消防機関に報知する火災通報装置の連動義務化

(6) 項ロの社会福祉施設等における防火対象物に設ける**消防機関へ通報する火災報知設備**は、自動火災報知設備の作動と連動して起動することが義務付けられました。

